

AY 28 期

# ひとり親 困惑の夏

## 審査で妊娠や交際確認

「交際相手はいますか?」「妊娠していませんか?」……所得の低いひとり親家庭に支給される児童扶養手当(国)をめぐる、市役所などの窓口で異性との交際状況などを詳細に確認されること、多くの受給者を悩ませていた。8月は年に1度の更新審査の時期にあたり、自治体側は不正受給を防ぐためとするが、専門家は「自治体窓口がハラスメントの場になっている」と是正を訴える。

児童の父(母)との交際状況について 交際相手がある場合は、必ず記入してください。	<input type="checkbox"/> 有 (異性・同性) (年・月・日)
住居状況について	本人(本人・その他) (別居) <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/>
児童が加入している 医療保険について	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 親類等の社会保険等の被扶養者 (扶養(父)の社会保険等の被扶養者) <input type="checkbox"/> 児童自身が社会保険に加入している
異性との交際 関係について	確認し、間違いがない項目にチェックを入れてください。 定期的に異性へ訪問する等の状況がない。 定期的に異性の訪問や連絡の頻度が減っている。 交際相手は交際相手と異性との交際がない。または、結婚した場合は、上記についての確認がされた場合、原則として児童扶養手当を返上する。この項目は詳細を確認する目的のためであり、あくまで目安としてください。
支給要件が障害 の場合を除く	<input type="checkbox"/> 児童の父(母)から養育費は <input type="checkbox"/> 児童の父(母)から先立って <input type="checkbox"/> 児童の父(母)が先に亡く 支給要件が「障害」のため
2 養育費に関する申告書	
平成30年分の養育費の 受け取り状況について	<input type="checkbox"/> 児童の父(母)から養育費は <input type="checkbox"/> 児童の父(母)から先立って <input type="checkbox"/> 児童の父(母)が先に亡く 支給要件が「障害」のため
※ 養育費は詳細を確認する目的のためであり、あくまで目安としてください。	

東海地方の女性が窓口で提出した児童扶養手当に関する確認調査。「異性との交友関係について」の欄がある

## 児童扶養手当 毎年8月更新

「定期的に異性宅へ訪問する等の状況がない」。東海地方の女性(41)は、8月上旬、児童扶養手当の受給資格の更新手続きを行った市役所の窓口で、こんなチェックリストへの記入を求められた。

「「こまめに聞く必要ある?」と毎年憂鬱。まるで母子家庭になったことへの罰則のようです」と話す。6年前に離婚し手当を受給する。実家で暮らし、システムエンジニアをしつつ週2回は夜に飲食店で働きながら、中学生の男の子2人を育てる。チェックリストには、「妊娠した場合、速やかに市役所へ相談する」との誓約を求める欄もあり、数年前までは「妊娠して大丈夫か?」と聞かれることもあった。

児童扶養手当は、ひとりの親の生活の安定と自立を目的に支給され、法律婚でなくても「事実婚関係がある場合は対象外」とされる。だが、この「事実婚」の定義があいまいだ。

厚生労働省の1980年の通知では、原則同居とされ、別居でも頻りに定期的な訪問があり、さらに定期的に生計費の補助も受けている場合は事実婚とみなされる。実家で暮らし、システムエンジニアをしつつ週2回は夜に飲食店で働きながら、中学生の男の子2人を育てる。チェックリストには、「妊娠した場合、速やかに市役所へ相談する」との誓約を求める欄もあり、数年前までは「妊娠して大丈夫か?」と聞かれることもあった。

**児童扶養手当**  
支給額は所得や子どもの数で変わり、所得制限がある。2017年度末で9万3188世帯が受給。今年度は子ども1人の家庭で、年収160万円までなら満額の月4万2910円が支給される。収入が増えるにつれて減額され、年収365万円以上は支給対象外になる。更新は毎年8月。原則、対面手続き。手当の支給回数は11月から隔月になる。

## 不正調査「国が基準を」

児童扶養手当をめぐる、年1回の更新時に限らず、自治体の対応に疑問の声が上がる。「シンママ大阪応援団」には、大阪府北部の40代のひとり親の女性から相談が寄せられた。離婚後に児童扶養手当の申請に窓口を訪れたところ、「団地の下に住民生活委員の家庭訪問を

「不正受給を疑う通報があれば、随時、調査も行う。」

自治体は、市民からの不正受給を疑う通報があれば、随時、調査も行う。

高松市では昨年、通報を受けた男性職員が夜間に母子宅を訪問し、たんすの中の洋服を私用携帯で撮影して問題となった。洋服が元夫のものか確認するため、職員は「許可は得てメモ代わりに撮影した」と説明。女性はうつ病で仕事をしばらく休んだが、高松市議会では今年7月「適

当者は「出産の予定だけで親の生活の安定と自立を目的に支給され、法律婚でなくても「事実婚関係がある場合は対象外」とされる。だが、この「事実婚」の定義があいまいだ。

群馬県渋川市では、自宅へ定期的に訪問する交際相手がいると回答した人に、「い」とした上で、「異性との交際があるという一つの判断材料になる」と説明する。

群馬県渋川市では、自宅へ定期的に訪問する交際相手がいると回答した人に、「

「不正受給を疑う通報があれば、随時、調査も行う。」

一方、兵庫県明石市では交際状況などは聞かず、受給者本人以外からの収入や同居人の有無などを確認して判断している。千葉県松戸市も同様で担当者は「異性との交際は自由。生活状況を確認すれば、資格を満たすか分かる」と話す。

この問題を調査する武蔵大の千田有紀教授(社会学)は、「個人の交際状況を窓口でいくら尋ねても、不正防止効果は疑問で、多くのひとり親がハラスメントだと感じている。これでは本当に支援が必要な親子が孤立してしまう」と話す。厚生労働省も昨年8月、プライバシーへの配慮を呼びかける文書を自治体向けに送付。今月6日にも、支給要件に関する十分な説明がないままに異性との交友関係を質問したり、妊娠届など必要以上の届け出を求めたりすることなどで、「不快に感じた受給者が必要な相談ができない」として、窓口対応の点検を求めている。(山内深紗子、伊藤舞虹)

児童扶養手当は、ひとりの親の生活の安定と自立を目的に支給され、法律婚でなくても「事実婚関係がある場合は対象外」とされる。だが、この「事実婚」の定義があいまいだ。

厚生労働省の1980年の通知では、原則同居とされ、別居でも頻りに定期的な訪問があり、さらに定期的に生計費の補助も受けている場合は事実婚とみなされる。実家で暮らし、システムエンジニアをしつつ週2回は夜に飲食店で働きながら、中学生の男の子2人を育てる。チェックリストには、「妊娠した場合、速やかに市役所へ相談する」との誓約を求める欄もあり、数年前までは「妊娠して大丈夫か?」と聞かれることもあった。

児童扶養手当は、ひとりの親の生活の安定と自立を目的に支給され、法律婚でなくても「事実婚関係がある場合は対象外」とされる。だが、この「事実婚」の定義があいまいだ。

厚生労働省の1980年の通知では、原則同居とされ、別居でも頻りに定期的な訪問があり、さらに定期的に生計費の補助も受けている場合は事実婚とみなされる。実家で暮らし、システムエンジニアをしつつ週2回は夜に飲食店で働きながら、中学生の男の子2人を育てる。チェックリストには、「妊娠した場合、速やかに市役所へ相談する」との誓約を求める欄もあり、数年前までは「妊娠して大丈夫か?」と聞かれることもあった。